

【1994年2月17日】雇用保険法の一部を改正する法律案要綱について

労働省

「雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」についての社会保障制度審議会に対する諮問について

労働省では、本年1月7日に中央職業安定審議会（会長 高梨昌信州大学名誉教授）より「雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」に対し、「労働省案は妥当と認める。なお、雇用継続給付制度については、その運用の状況等を踏まえ、必要に応じ、本審議会において制度の内容について必要な検討を行うこととする。」との答申を得たところであるが、明2月18日、社会保障制度審議会（会長 隅谷三喜男東京大学名誉教授）に対し、同法律案要綱を諮問する予定である。

雇用保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

一 雇用継続給付制度の創設

（一）高年齢雇用継続給付制度の創設

イ 一般被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（以下イ及びロにおいて「支給対象月」という。）において支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。以下同じ。）の額が、当該被保険者を受給資格者と、当該支給対象月の前月において当該被保険者が六十歳に達した日に応ずる日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額に百分の二百五十五を乗じて得た額を下った場合において、当該被保険者を受給資格者と、当該支給対象月において六十歳に達した日に応ずる日を第二十二条第一項第一号に規定する基準日とみなして同条第五項及び第六項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間が五年以上であったときに、各支給対象月に支払われた賃金の額に百分の二十五を乗じて得た額を超えない範囲において労働省令で定める額の高年齢雇用継続給付を支給するものとする。

（注） 高年齢雇用継続給付の額は、当該被保険者に各支給対象月において支払われた賃金の当該被保険者を受給資格者と、当該支給対象月の前月において当該被

保険者が六十歳に達した日に応ずる日を受給資格に係る離職の日とみなした場合の賃金日額に対する割合の区分に応じて次の表のとおりとする〔省令〕。

割合	高年齢雇用継続給付の額
十分の百九十二を乗じて得た額を超えない場合	各支給対象月における賃金に百分の二十五を乗じて得た額
十分の百九十二を乗じて得た額を超える場合	各支給対象月において支払われた賃金を六十歳に達した日に離職したものとみなした場合の賃金日額に三十を乗じて得た額で除して得た割合に応じ、各支給対象月における賃金に百分の二十五を限度として一定の割合で逡減する割合を乗じて得た額

ロ 支給対象月に支払われた賃金の額と支給対象月における高年齢雇用継続給付の額との合計額が三十六万千六百八十円（以下「支給限度額」という。）を超える場合には、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額を支給するものとする（支給対象月において支払われた賃金が支給限度額を超えるときは、高年齢雇用継続給付は、支給しないものとする。）。

ハ 受給資格者（その受給資格に係る離職の前日において算定基礎期間が五年以上であり、かつ、その受給資格に基づく基本手当を受けたことがある者に限る。）が六十歳に達した日以後安定した職業に就いた場合において、当該職業に就いた日の属する月から当該職業に就いた日の翌日から起算して二年（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が二百日未満である受給資格者については、一年）を経過する日の属する月（その月が当該被保険者が六十五歳に達する日の属する月以後であるときは、六十五歳に達する日の属する月）までの期間内にある月（以下八において「支給対象月」という。）において支払われた賃金の額が当該受給資格を取得したときに算定した賃金日額に十分の二百五十五を乗じて得た額を下るときは、当該支給対象月について、高年齢雇用継続給付を支給するものとする。

ただし、当該職業に就いた目の前日における基本手当の支給残日数が百日未満である受給資格者については、支給しないものとする。

（二）育児休業給付制度の創設等

イ 被保険者がその一歳に満たない子を養育するためにする休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に妊娠、出産、育児等により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、当該休業を開始した日又は各月においてその日に応じ、かつ、被保険者である期間内にある日

(その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下イにおいて「休業開始応当日」という。)の各前日から各前月の休業開始応当日までさかのぼった各期間のうち賃金の支払の基礎となった日数が十一日以上であるものが通算して十二箇月以上であったときに、当該休業の期間内において、休業開始応当日から各翌月の休業開始応当日(当該休業を終了した日の属する月にあつては、休業を終了した日)までの各期間(当該期間において当該事業主の下で休業をした日数が二十日以上である期間に限る。以下「支給単位期間」という。)について、当該被保険者が当該休業を開始した日に離職して受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額(三十歳以上四十五歳未満の受給資格者に係る賃金日額を上限とする。以下「休業開始時賃金日額」という。)に六を乗じて得た額を限度とした額の給付を支給するものとする。

ただし、当該被保険者を受給資格者と、当該休業を開始した日を第二十二条第一項第一号に規定する基準日とみなした場合に算定されることとなる算定基礎期間に相当する期間が一年に満たないときは、支給しないものとする。

ロ 支給単位期間において当該被保険者が当該事業主から賃金を支払われた場合において、当該賃金の額と支給単位期間におけるイにおいて算定した額との合計額が休業開始時賃金日額に二十四を乗じて得た額を超えるときは、当該超える額をイにおいて算定した額から減じて得た額を支給するものとする(当該超える額がイにおいて算定した額を超えるときは、支給しないものとする。)

ハ イに掲げる給付の支給を受けた者が当該休業を終了した後当該事業主の下において被保険者として雇用された場合において、当該被保険者が当該事業主に引き続き六箇月間雇用されたときは、休業開始時賃金日額の十分の十五に相当する額に当該休業の期間内における支給単位期間の数を乗じて得た額の給付を支給するものとする。

二 一般被保険者の求職者給付の改善等

(一) 基本手当の日額の算定方法の変更

受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者の基本手当の日額を、賃金日額が九千五百六十円以上一万二千三百六十円以下となる者については賃金日額に百分の六十から百分の五十までの範囲で賃金日額の逦増に応じ逦減した率を乗じて得た金額と、賃金日額が一万二千三百六十円以上となる者については賃金日額に百分の五十を乗じて得た金額とするものとする。

(二) 賃金日額の年齢別上限額の設定

賃金日額が、受給資格者の当該受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次の表に掲げる額を超えるときは、その額を賃金日額とするものとする。

年 齢	賃金日額の上限度
六十歳以上六十五歳未満	一万八千八十円 (九千四十円)
四十五歳以上六十歳未満	一万六千五百七十円 (九千九百四十円)
三十歳以上四十五歳未満	一万五千七十円 (九千四十円)
三十歳未満	一万三千五百六十円 (八千百四十円)

(注) ()内は、賃金日額の年齢別上限度に対応する基本手当の日額の上限度

(三) 基本手当の日額の自動的変更の要件の変更

基本手当の日額を、毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額の上昇した比率等に応じて各年度において変更するものとする。

(四) 所定給付日数の変更

所定給付日数を、受給資格に係る離職の日における受給資格者の年齢、被保険者であった期間等に応じて、次のとおりとするものとする。ただし、被保険者であった期間が一年未満の場合は、現行どおりとするものとする。

なお、五十五歳以上六十歳未満で被保険者であった期間が十年以上二十年未満の者(短時間労働被保険者であった者にあつては、一年以上五年未満の者)については、就職が困難と認められる場合、五年間の暫定措置として、所定給付日数を超えて、一定の日数を限度として基本手当を支給することができるものとする。

(短時間労働被保険者以外の被保険者)

被保険者であった期間年齢等	二十年以上	十年以上 二十年未満	五年以上 十年未満	一年以上 五年未満
六十歳以上六十五歳未満 (五十五歳以上六十五歳未満)	三百日 (三百日)	三百日 (三百日)	三百日 (二百四十日)	二百四十日 (二百十日)
四十五歳以上六十歳未満 (四十五歳以上五十五歳未満)	三百日 (二百四十日)	二百四十日 (二百四十日)	二百十日 (二百十日)	百八十日 (百八十日)
三十歳以上四十五歳未満	二百十日 (二百十日)	二百十日 (二百十日)	百八十日 (百八十日)	九十日 (九十日)
三十歳未満	百八十日 (百八十日)	百八十日 (百八十日)	九十日 (九十日)	九十日 (九十日)
就職困難者	四十五歳以上六十五歳未満 (五十五歳以上六十五歳未満)	三百日 (三百日)		
	四十五歳未満 (五十五歳未満)	二百四十日 (二百四十日)		

(短時間労働被保険者)

被保険者であった期間年齢等	二十年以上	十年以上 二十年未満	五年以上 十年未満	一年以上 五年未満
六十歳以上六十五歳未満 (五十五歳以上六十五歳未満)	二百十日 (二百十日)	二百十日 (二百十日)	二百十日 (百八十日)	二百十日 (百八十日)
三十歳以上六十歳未満 (三十歳以上五十五歳未満)	二百十日 (百八十日)	百八十日 (百八十日)	百八十日 (百八十日)	九十日 (九十日)
三十歳未満	百八十日 (百八十日)	百八十日 (百八十日)	九十日 (九十日)	九十日 (九十日)
就職困難者	三十歳以上六十五歳未満 (五十五歳以上六十五歳未満)		二百十日 (二百十日)	
	三十歳未満 (五十五歳未満)		百八十日 (百八十日)	

(注1) ()内は現行

(注2) 暫定措置として、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる日数は、三十日(短時間労働被保険者であった者にあつては、六十日)を限度とする〔省令〕。

(注3) 継続雇用制度が存しないこと等により離職を余儀なくされた者については、雇用保険法第二十三条に規定する延長給付の対象とすることができることとする〔政令〕。

(五) 給付制限の期間の改善

公共職業安定所長の指示する公共職業訓練等を受ける受給資格者については、当該公共職業訓練等を受ける日以降、基本手当を支給するものとする。

三 高年齢継続被保険者の求職者給付の改善等

(一) 高年齢求職者給付金の改善

高年齢求職者給付金の額を、被保険者であった期間に応じて次の表に定める日数分の基本手当の額に相当する額とするものとする。

被保険者であった期間	高年齢求職者給付金の額
五年以上	百五十日分
(十年以上)	(百五十日分)
(五年以上十年未満)	(百二十日分)
一年以上五年未満	百二十日分 (百日分)
一年未満	五十日分 (五十日分)

(注) ()内は現行

(二) 六十五歳の定年等により退職した者に関する特例の廃止

高年齢受給資格者であって、当該資格に係る離職が六十五歳の定年に達したと同等の理由によるものに係る求職者給付の支給の特例を廃止するものとする。

四 日雇労働被保険者の求職者給付の改善等

(一) 日雇労働求職者給付金の受給要件の改善

日雇労働求職者給付金の受給要件を、日雇労働被保険者の失業の日の属する月の前二月間に労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十条第二項第四号の印紙保険料が通算して二十六枚分（現行二十八枚分）以上納付されていることとするものとする。

(二) 日雇労働求職者給付金の日額の引上げ等

日雇労働求職者給付金の日額を現行の四段階（第一級六千二百円、第二級四千四百円、第三級二千七百元、第四級千七百七十円）から三段階（第一級七千五百円、第二級六千二百円、第三級四千四百円）とするものとする。

五 再就職手当の支給要件の改善

再就職手当の支給要件を、基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上であり、かつ、当該支給残日数が四十五日以上であることとする等の改善をするものとする。

なお、基本手当の所定給付日数が百八十日以上のものであって支給残日数が当該所定給付日数の二分の一以上であるものについては、政令で定める期間の暫定措置として、それぞれの再就職手当の額に基本手当の日額に二十を乗じて得た額を加えた額を支給するものとする。

(注 1) 再就職手当の額は、所定給付日数の区分に応じて、基本手当の日額に次の表の下欄に掲げる数を乗じて得た額とする〔省令〕。

(注 2) 政令で定める期間としては、平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間とする〔政令〕。

所定給付日数	支給残日数	基本手当の日額に乗じる数
三百日	二百日以上三百日以下	百二十
	百五十日以上二百日未満	七十
	百日以上百五十日未満	三十
二百四十日	百六十日以上二百四十日以下	九十
	百二十日以上六十日未満	五十
	八十日以上百二十日未満	三十

二百十日	百四十日以上二百十日以下	八十五
	百五十日以上百四十日未満	五十
	七十日以上百五日未満	三十
百八十日	百二十日以上百八十日以下	八十
	九十日以上百二十日未満	五十
	六十日以上九十日未満	三十
九十日	六十日以上九十日以下	四十五
	四十五日以上六十日未満	三十

六 その他

その他所要の整備を行うものとする。

第二 その他

一 施行期日

この法律は、平成六年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の四(一)については同年五月一日から、第一の四((一)を除く。)については同年九月一日から、第一の一から三までについては平成七年四月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律その他関係法律の一部改正等

(一) 印紙保険料の額の変更

日雇労働求職者給付金の日額の三段階化に伴い印紙保険料の日額を現行の四段階(第一級百四十六円、第二級九十六円、第三級六十三円、第四級四十一円)から三段階(第一級百七十六円、第二級百四十六円、第三級九十六円)とするものとする。

(二) 関係法律の整備

その他関係法律について所要の整備を行うものとする。